

公益財団法人鹿島学術振興財団
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

2018年4月1日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿島学術振興財団（以下「本財団」という。）の定款第14条、第31条及び第33条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第26条に基づき評議員会にて選任された理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第33条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、かつ、費用とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員並びに顧問には、職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定め、その金額を12等分した金額（以下「報酬月額」という。）を毎月支給する。
- 3 常勤役員には、当該常勤役員の役職、任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の年間報酬額の総額は、2,500万円以内とする。

- 2 常勤役員の年間報酬額は、理事会の承認を得て代表理事が決定する。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、報酬月額に1.6を乗じた金額に在職年数を乗じた金額とする。
- 4 在職年数の計算に当たり、1年に満たない端数の期間が生じたときは月割計算とする。
- 5 非常勤理事の年間報酬額の総額は300万円以内とし、報酬額は理事会の承認を

得て代表理事が決定する。

- 6 監事の年間報酬額の総額は 100 万円以内とし、報酬額は評議員会の承認を得て決定する。
- 7 評議員の報酬は定款 14 条に定める金額の範囲内で、評議員会の承認を得て決定する。
- 8 顧問の年間報酬額の総額は 50 万円以内とし、報酬額は理事会の承認を得て代表理事が決定する。

(報酬の支給日)

- 第 5 条 報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、順次前日に繰り上げる。
- 2 報酬は、前項の支給日において、当月 1 日から起算し、当月末日を締切日とした当月分の報酬月額を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第 6 条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 2 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族代表者に支給する。
 - 3 退職手当の支給時期は、常勤役員を退任した時から 1 箇月以内とする。ただし、退職手当の支給を受けるべき者をこの期間内に特定することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び立替金等を控除して支給する。

(費用)

- 第 7 条 本財団は、役員及び評議員並びに顧問がその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。費用に関し必要な規程は別に定める。

(公表)

- 第 8 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人鹿島学術振興財団の設立の登記の日から施行する。